

第二十四回国会  
衆議院

社会労働委員会議録第三十九号

昭和三十一年四月二十八日(土曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

- 委員長 佐々木秀世君
- 委員 保雄君 豊中川 俊思君
- 理事 野澤 清人君 豊藤本 捨助君
- 理事 岡 良一君 豊滝井 義高君
- 植村 武一君 小川 半次君
- 加藤 五郎君 龜山 孝一君
- 草野 一郎君 熊谷 謙一君
- 小島 徹三君 小林 郁君
- 高橋 等君 田中 正巳君
- 田子 一民君 中村三之丞君
- 中山 マサ君 八田 貞義君
- 林 博君 亘 四郎君
- 岡本 隆一君 山口シツエ君

出席政府委員

- 厚生政務次官 山下 春江君
- 厚生事務官 (大臣官房 総務課長) 小山進次郎君
- 厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君
- 厚生事務官 (児童局長) 高田 浩運君
- 委員外の出席者 専門員 川井 章知君

本日の会議に付した案件  
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)  
性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)  
母子福祉資金の貸付等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案及び母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の三法案を一括して議題とし、審査を進めます。これら三法案につきましては、昨日いづれも一応質疑を終了してあります。他に御発言はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 それでは以上で三案に対する質疑は終了したものと認めます。

ただいま委員長の手元に母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案及び性病予防法等の一部を改正する法律案の両案に対し、修正案が提出されております。

まず母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対する山口シツエ君外十一名提出にかかる修正案につき、審査を進めます。まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。山口シツエ君。

○山口(シ)委員 今回政府より提案されました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案は、現行七種の貸付資金のうち新たに住宅補修の貸付制度を設け、母子家庭の福祉の増進に寄与せんとするもので、一

歩の前進ではございますけれども、実情は御承知のように地方財政窮乏のために、昭和三十年度におきまして五億の予算が組まれたのでございまして、補正予算によりまして五千万円が減額されているような状態でございまして、従いましてこの際国庫補助率を引き上げて地方財政の負担軽減をはかることによつて、本法の実をあげることが最も重要であると思っております。ここに次のような修正を行いたいと思つてございまして。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条の三の改正規定の次に次のように加える。

第十三条第一項中「金額と同額の金額」を「金額の二倍に相当する金額」に、同条第二項中「額の二分の一」を「額に、国からの借入金金の総額を都道府県が特別会計に繰り入れた金額の総額と国からの借入金金の総額との合計額で除して得た割合を乗じて得た額」に改める。

以上がこの修正案を提案した理由並びに修正案の要旨であります。何とぞ皆様慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明は終了しました。次に、国会法五十七條の三により修

正案に対する内閣の意見があれば、これを許します。内閣の代表として山下厚生政務次官。

○山下(春)政府委員 ただいま提出されました修正案につきまして、その意のあるところはまことに私も好ましい御意見と思つて、母子福祉の國の問題といたしまして、母子福祉の國の貸付金を都道府県繰入額の倍額にいたします場合、予算上一億五千万円の増額を必要としたのでございまして、昭和三十一年度予算成立の現在、これを増額することは困難でございまして、また予算の増額がされないとい

たしますれば、都道府県繰入額の資金総額の減少を来たす結果となりますので、御趣旨の点はよくわかりますけれども、ただいま適当でないと考えております。

○佐々木委員長 以上で修正案に対する内閣の発言は終了しました。

次に、修正案及び修正案に対する内閣の意見について、御発言はありませんか。――なければ次に、各派共同提案にかかる性病予防法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、審査を進めます。

まず提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。亘四郎君。

性病予防法等の一部を改正する法律案に對する修正案

性病予防法等の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案に對する修正案、性病予防法等の一部を改正する法律案に對する修正案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案及び同

一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用」に改める。

○亘委員 性病予防法等の一部を改正する法律案の修正案の趣旨について御説明申し上げます。

本法の施行期日は、付則第一項において昭和三十一年四月一日から施行することになっておりますが、審議の關係上、すでに四月一日は経過しておりますので、本法の施行期日は公布の日と改めることといたそうとするものであります。しかしながら本改正の内容は、四月一日から適用する必要がございますので、その旨を規定することといたしております。

これが本修正案を提出する理由であります。

○佐々木委員長 以上で説明は終了しました。本修正案について御質疑はありませんか。――なければ、この際身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案、並びに母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法案及び同案に対する修正案を一括して討論に付します。植村一君。

○植村委員 私は自由民主党を代表いたしましたして、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案及び同

案に対する修正案、以上五案について討論をいたそうとするものでござい

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきましては、その内容はまことに時宜に適合するものと考えられ

次に性病予防法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案につきま

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につ

母子福祉資金の貸付等に関する法律運営の実績に徴するに、地方財政窮乏の結果、現行の負担割合をもつ

何とぞ諸君の御賛同を賜わりたいと切望いたします。

○佐々木委員長 山口シヅエ君。

○山口(シ)委員 それでは性病予防法等の一部を改正する法律案について討論を行います。

日本における性病による死亡率は、アメリカと並んで世界的に高い率を示しているという事は、まことに不名誉な話でございます。

性病に對する対策としては、思想普及に重点を置いての対策が行われなければならぬと思ひます。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の点につきましては後刻附帯決議を付すべきであると考えますので、すでに予算もきまり、法制的措置を必要とする同案に対する修正案には

うことは、まことにけつこうなことで存じますので、わが党といたしましては、本法案に賛成をいたす次第でございます。

次に身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案でございますが、今回提案を

たえば肢体不自由者の福祉施設はまことに乏しい状態でありまして、これが増設は緊急の問題であります。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

に對し一言要望を申し上げまして、賛成の討論を終る次第でございます。

○佐々木委員長 岡良一君。

○岡委員 私は日本社会党の立場から、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、いささか所見を申し述べ討論にかえたいと存じます。

御存じのようにわが党といたしましては、すでにこの修正案につきまして

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

今回の予算の組みかえ動議の中においても明らかに主張いたしましたように、あるいは母子療の増設をはか

○佐々木委員長 以上で討論は終局いたします。(拍手)

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

母子福祉資金の貸付等に関する法律案の修正は、医療分業に伴って当然行われます技術的改正でありま

たしました。

これより採決いたします。まず第一に身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

第二に性病予防法等の一部を改正する法律案について採決いたします。まず各派共同提案にかかる本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって修正部分を除く原案は可決し、本案は修正議決すべきものと決しました。

第三に母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。まず山口シヅエ君外十一名提出にかかる本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立少数。よって本修正案は否決いたしました。

次に本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

次に植村君の動議の通り、本案に対し附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって本案は附帯決議を付すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました三法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 異議なしと認め、そのように決します。

次会は来たる五月一日火曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

〔参照〕

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月二日印刷

昭和三十一年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局